

令和元年 12 月 20 日

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例」について

【条例改正の趣旨・目的】

- ・ 条例改正の趣旨・目的は、餌やり自体を規制するものではなく、餌やり行為後に残った餌を回収しないことなどによって、生活環境を著しく阻害する行為を規制するものである。

【条例改正内容】

- ・ 「はと」や「からす」などの動物への餌やり行為後に残された餌や、餌に集まった動物のふん尿その他の汚物、毛及び羽毛（以下「ふん尿等」という。）により、公共の場所における生活環境の清潔保持が損なわれている事態について、動物に餌を与えた者に対して、残った餌や餌に集まった動物のふん尿等により生活環境の清潔保持が損なわれないよう、清掃その他必要な措置を義務付ける。
- ・ その義務違反により生活環境を著しく阻害している場合には、改善命令（廃棄物条例第 29 条）を行い、さらに、改善命令に違反した場合に、改善命令違反者に対して過料（廃棄物条例第 43 条）を科す。（5 万円以下）

【条例改正までの経過】

令和元年 11 月 29 日 市会へ条例改正案提出
12 月 6 日 常任委員会（建設港湾委員会）
12 月 12 日 本会議（条例改正案議決）
12 月 13 日 公布
12 月 14 日 施行（令和 2 年 3 月 1 日 過料適用）

【経過】

- ・ J R 阪和線我孫子町駅東側周辺において、5、6年前、場所によっては10年ほど前から一部の住民グループが、毎日早朝ハトなどへの餌やり行為を繰り返している状況にあり、これまで住吉区役所では、従前から餌やり行為を行う者に対して、近隣住民への迷惑行為であることを伝えるとともに、無責任な餌やり行為をやめるよう繰り返し啓発を行ってきました。
- ・ また、令和元年9月10日には、陳情第54号「大阪市住吉区我孫子周辺の野鳥（カラス・鳩）による環境や健康被害に関する陳情書」が大阪市会へ提出され、10月3日の本会議において採択されました。

【これまでの対応状況】

- ・ 関係局が連携して、J R 我孫子町駅周辺地域を中心に餌やり行為を行う者に対して、啓発指導を行っています。

9月10日 陳情書提出

◇啓発指導

第1回	9月12日	環境局・住吉区役所
第2回	9月13日	環境局
第3回	10月5日	環境局
第4回	10月16日	環境局・健康局
第5回	10月26日	環境局・健康局・建設局
第6回	11月2日	環境局・健康局・住吉区役所
第7回	11月9日	環境局・住吉区役所
第8回	11月15日	環境局・健康局・建設局
第9回	11月30日	環境局・健康局・住吉区役所
第10回	12月13日	環境局・健康局・建設局・住吉区役所

※啓発指導については、3局と住吉区が連携し課長級で対応

◇条例改正についてのパブリックコメントの実施

期間 平成元年10月7日～11月1日

意見提出総数 1,109件（延べ1,426件の意見数）

賛成 61件

反対 1,050件（その他動物削除、犬猫除外など）

その他 315件（条例の文言、街ねこ制度など）